

令和元年度第2回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 令和元年3月30日（月）
開 会：13時30分
閉 会：15時20分
2. 開催場所 庄原市役所 5階第1委員会室
3. 出席委員 西村和之 委員（会長） ・ 山内文雄 委員（副会長）
荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員
本平正宏 委員 ・ 八谷るりこ 委員
佐藤浩子 委員 ・ 青木里佳 委員
若林隆志 委員 ・ 尾野義頭 委員
4. 欠席委員 松尾直美 委員
5. 出席職員 総務部 管財課長 高柴 淳
生活福祉部 危機管理課長 島田 虎往
企画振興部 企画課長 東 健治
企画振興部 自治定住課長 中村 雅文
総務部 行政管理課長 行政管理係長 下森 一克
総務部 行政管理課 広報統計係長 山下 修
総務部 行政管理課 行政管理係 小林 裕美
6. 傍聴者 0名
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

令和元年度 第2回庄原市行政経営改革審議会次第

令和2年3月30日(月)13時30分～
庄原市役所 5階第1委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報告

第2期行政経営改革大綱の取り組み状況について【資料4】

	頁	項目
1	p. 4～p. 5	2. 行政組織の再編整備
2	p. 6～p. 7	3. 職員数の適正化
3	p. 25～p. 26	7-1. 公有財産の最適管理(総括的事項)
4	p. 27～p. 28	7-2. 公有財産の最適管理(指定管理施設の最適運営)
5	p. 33～p. 35	9. 事務処理の簡素化・効率化
6	p. 36～p. 37	10-1. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進 (基本条例の実践)
7	p. 38～p. 39	10-2. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進 (適切な情報提供)
8	p. 40～p. 41	10-3. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進 (市民の参画機会の拡大)
9	p. 42～p. 43	10-4. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進 (自治振興区との協働)

4. その他

5. 閉 会

会 議 経 過

1. 開 会

2. 会長あいさつ

引き続き皆様の忌憚のないご意見をいただきたい。

3. 報告

第2期行政経営改革大綱の取り組み状況について

— 事務局より各項目説明後、意見質問の受付 —

2. 行政組織の再編整備

委員 組織は企画課、人事は総務課となっているが、組織と人事は多くの自治体では同一部署ではないか。

事務局 平成30年度以降、組織機構については企画課で担当。それ以前は、総務部行政管理課。さらに前は旧企画課。人事については、以前から総務課が担当。市全般の実施計画等を企画課が所管しており、全体事業を見渡す中で、組織機構を再編している。

委員 総務課と連携しているとは思いますが、2年間担当してみた状況を伺う。

事務局 企画振興部企画課、総務部総務課と、部は異なるが、組織機構再編の考え方、採用職種について協議を行う等、連携し対応している。

委員 (p. 4)平成30年度、人口減少対策体制の強化とあるが、どう変わったのか。

事務局 企画課に人口減少に対する総合調整部門ができた。

委員 体制が変わったわけではなく、規程上の話。

最重要課題である人口減少対策が進まないのは、市民の問題意識もだが、庁内意識にも問題があるのではないか。

また、地域包括ケアシステム担当の地域包括支援課が2年間あり、今回、商工林業課が2年で無くなる。地域包括支援システムが進んだとは思えないが、なぜ無くなったのか。試行は大事だが、なぜ2年で元に戻したのか。

事務局 各課長、支所長とのヒアリングを経て、その年の重要業務や次年度新たに発生する業務、また、課題等の進捗状況を総合的に見て、組織再編を行っている。組織によっては2年という所も一部ある。

委員 地域包括支援課ができた時は、市の思いを感じた。これから地域包括ケアシステムが進むものと期待していたが、2年で元に戻った。

どこの自治体も進んでいないのが実態ではあるが、もう少し頑張ってもらいたい。

その時折の重要課題をどのような組織で対応するか、今年であれば、林業対策に力を入れるため林業振興課を作られたり、庄原DMOの設立は大きな動きなので、商工観光課へ戻して重点を置かれていると思うが、人口問題対策や地域包括支援システムの例のように、動きはあるが、その後の成果が見えない。

委員 災害対応は大事。勤務場所に捉われない配置とはどういうことか。

事務局 本庁・支所勤務の職員がいるが、勤務地だけで

なく出身地を考慮したもの。平日は、勤務場所中心に、災害対応の配備態勢を組み、土日・夜間は、本庁勤務だから本庁へというのではなく、最寄りの支所へ参集し、業務にあたる。

配備体制を2パターン組む中で、迅速な対応ができるよう職員を配置している。

委員 防災計画に両方のパターンが載っているのか。

災害時設置の災害対策本部は、既存の部・課に沿って体制が組まれるが、土日・夜間は別に組むこととなるのか。

事務局 そのとおり。

委員 平成30年の災害で不備があり、その対応を図られたと想定する。

委員 組織改革の中で、「多様な住民ニーズに対応するため」とあるが、最もよく聞くのは「どこへ行ったらよいかわからない」ということ。

担当が多々分かれていることは分かるが、中国経済産業局に「縁（ゆかり）パートナー制度」があり、参考にしていただきたい。

中国経済産業局は、中国地方全域を網羅する組織だが、例えば庄原であれば、出身地・出身校等、何らかの縁があれば、その地域担当となる。

全てを解決はできないかもしれないが、どこへ異動しても担当者が変わらないので、非常に相談しやすい。話し易く、情報収集し易い。中国経済産業局が始めたものだが、良い事例として全国で取り組みが広がっている。

中国地方で庄原だけが中国経済産業局と情報交換会をしており、年に1回、今年度で4回開催しているが、中国経済産業局、市、経済団体等、多方面から出席している。

こうすることで、風通しが良くなり、何かあった時には、すぐ対応できる状態となる。

どういう形が良いかはわからないが、参考になるのではないか。

担当は大変と思うが、住民ニーズに対応するためには、ある程度窓口を一本化すべきで、庄原仕様にアレンジを加えて取り入れてはどうか。

多少なりとも情報の風通しが良くなり、住民ニーズがくみ取れる組織となるのではないか。

事務局 中国経済産業局のご担当者様には行政も色々とアドバイスをいただいております、この制度についても全庁的に検討を図っていきたい。

委員 (p. 5)危機管理の体制は、自然災害関係だけか。

現在、新型コロナウイルス感染症が国内国外問わず発生しているが、昔から伝染病というのは人類を脅かしている。伝染病が発生した時の対策等はあるのか。

事務局 BCP（業務継続計画）については、地域防災計画の中で定めている自然災害への取組みであり、市役所機能維持のため策定されている。

過去の新型インフルエンザにおいては、国から指標等が示される中で、庄原市新型インフルエンザ等対策行動計画を作り、市の体制を定めている。今回の新型コロナウイルス感染症に対し、国においては「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正法が成立し、本市においても、これにより体制を整備しているところである。

また、家畜伝染病もあるが、国の定める対応に沿い、各担当課で取り組む。危機管理課はそれら全てと連携していく。

今回の新型コロナウイルス感染症についても、担当は危機管理課と保健医療課が事務局となり、連携をとりながら対応している。

- 委員 「ネウボラ」について、保健医療課と児童福祉課が出てきたが、拠点はどこか。
- 事務局 「母子」と「子育て」という2点の相談・支援業務となる。
これまでは、同じ庁内でも、児童福祉課2階、保健医療課は1階にあった。令和2年度は児童福祉課と保健医療課健康推進係は2階に配置し、ワンストップで対応できるよう組織の窓口づくりを図った。
- 委員 尋ね先は児童福祉課の中か。
- 事務局 組織としては保健医療課の母子健康と児童福祉課の子育て推進担当であり、新たな組織を作ったのではなく、既存組織で連携を図る組織体制とした。
- 委員 災害が起きる前の減災の考え方等、市の方針・計画はどこでわかるか。
- 事務局 国は「国土強靱化基本計画」を定め、災害が起きる前に、災害に強い仕組みづくりを推進する取り組みを2年前から行っている。
それに伴い、庄原市として具体的に取り組む事業等、長期総合計画実施計画とリンクさせていく中で強靱化計画を令和2年度で策定していく。
現時点での取組については、長期総合計画で見ていただくことになる。
- 委員 対応を整理したとあるが、どこがどう変わったのかわからない。
この審議会では質疑回答があるのでよいが、市民へは、丁寧な発信をお願いしたい。
行政改革の中で、特に組織改革において、縦割り行政をやめて欲しいというのが市民の希望である。どこへ行ったらよいかわからない、というのは良くない。
もっと見える化を図っていただいた上で、効率化を図るべき。

3. 職員数の適正化

- 委員 目標の根拠算式はあるのか。
- 事務局 令和3年4月1日の目標513名は、平成26年3月に策定した定員マネジメントプランの目標数値。
この根拠は、合併効果による職員数の削減、類似団体等の確認・比較、行政サービスを低下させることのないような組織体制、また、庄原市特有である面積・管理エリアが非常に広いという要因を踏まえる中で積算したもの。
- 委員 具体的な算式があるのか。
5年前であり、だいぶ数字がずれてきているのではないか。人口も予想以上に減っているのも、もっと厳しくなっていると思う。
定数条例だと571名になっている。目標値と定数との関係性とは何か。
- 事務局 定数条例は上限を定めている。
- 委員 変えていないということか。
- 事務局 合併以降、市長部局の人数については条例改正を行っていないが、その他部局については行っている。
実職員数と同数にすると、年度途中で新たな事務が発生した場合、あるいは中途採用など、その都度条例改正が必要になるため、上限を定めている。
- 委員 平成29年度の表では、地域包括ケアシステムという新たな事業に対して、増員を検討したが駄目だったとあるが、理由は何か。
- 事務局 地域包括ケアシステムという点については、充実・増員したが、トータル人員としては、1名の減となった。
- 委員 今回、30数人の退職。しかも中途退職がかなり出たとのこと。

職員数を減らす、人件費を抑える、数なのか質なのかという問題も含め、職員数がどうあるべきか、議論が必要。

委員 正職員の数だけでなく、臨時採用職員の数や、例えば事務職員・保育士等が何人とかいう職員の内訳も記載した方が議論しやすいと思う。

人が足りないという話も聞くが、就職活動している方の話によると「募集はあるが、正職員が無い」と聞く。

募集のかけ方等について、こういった場で検討していくことも良いのではないか。ぜひ情報を出していただきたい。

委員 災害での地域考慮の対応について賛同。そういった意味からも市内の方の採用も大切と思う。市外から全く受け入れないのではなく、災害時等の対応力というのは近くに住んでいる者が優れており、強化する枠組みがあっても良いのではないか。

事務局 資料については、次年度工夫してお示しする。

委員 前回、職員育成計画の話があったが、関連しているので、一体的に考えていただきたい。

組織の話でもあるが、現在の人員計画は、行政としての仕事は何で、そこに何人必要かという積算。合併前のままの印象を受けるが、そこを改めてやり直すのも必要と思う。

それと、庄原の広さという予算規模の特異な面を含め、見直しは必要。

財政面では、令和2年度からの同一労働同一賃金、正職員も臨時職員も同じ労働であれば同じ給与・賃金を払うこととなるので、財政負担は同じ。

様々なことを含めての行政改革を検討いただきたい。

7. 公有財産の最適管理

(7-1 総括的事項、7-2 指定管理施設の最適運営)

委員 ① (p.27) 指定管理の取り組みについて、比較とか競争があつてこそ質が高まると思うが、後から算入する業者には情報が少ない。指定管理というのは、ある程度、業者の競争があつて質が高まる。市民のため、質を高める取り組みや、モニタリングの有効活用等、競争の視点を持った取り組みはあるか。

② (p.25) ファシリティマネジメントの財源確保の額についての詳細。

③ 集会所の地元移管が進まない代表的な理由。

事務局 ① 競争の観点を持った指定管理の質を高めるためのモニタリングの有効活用について、指定管理業務は通常5年契約で、2, 4年目にモニタリングを全て行っている。特に公募を行う施設は、収益性を持つ施設のため、年度中途のモニタリング評価も担当課で把握し、次の更新時に、公募か継続指名かの判断を行う。中身・現状を把握しながら行っており、市としては十分活用している。

② 1. 事業者が公共施設に太陽光パネルを設置し、その売電収入の一部を市に歳入している。平成30年度実績は約186万円。

2. 公共施設の電気料金について、新電力業者を導入し経費削減を図っている。平成30年度効果額は43施設で約3,700万円。

③ 地元移管については、進んでいる所もあるが、地域で足並みを揃えたいといった事情もある。

条件が整わない特に大きな要因は、大きな浄化槽（20人槽以上）の維持管理

経費である。

条件整備を行いながら交渉しており、新年度において状況は進むと見込んでいる。

委員 公有財産も大きな問題。人口減少・厳しい財政の中で、施設管理の一般財源を下げる目標はあるが、達成できていない。合併して15年経過し、1市6町にある類似施設をどうやって廃止するかということは大きなテーマのままとなっているのではないか。個々の施設では対応不可能である。どういう計画を持ち、市民・地域と協議しているのか。そもそもプランはあるのか。

事務局 担当課による各施設の状況確認を企画課でとりまとめて整理している。現在、施設の継続・見直し・廃止等の方向性については内部整理中であり、その後、地域の方々への説明となる。

委員 新聞にも載ったが、博物館ひとつとっても各地域にあり、その利用率は大変厳しい。

思い切った議論が必要であり、市民とどういう形で議論していくのかというところで止まっていると、いつまでも結論がでない。まずは、情報を公表することが大事。

事務局 施設は、市民文化系・社会教育系・スポーツレクリエーション系・学校教育系等の類型別で整理しており、今後は、各所管課と情報共有する中で、施設をどうしていくかということが大きな課題となっている。

先般、斎場の再編計画を立て3か所を残す方針を策定した際にも、多様なご意見をいただいた。総論としては理解していただけるが、各論になるとご理解いただけないのが実態。地域への丁寧な説明と情報提供をしていきたい。

委員 大きな問題で簡単ではないが、いつまでも避けていると進まない。

そんな中、学校の適正配置計画によると19校が9校になる。ここ30年で50校が19校になり、利活用の無いまま残っている施設も多い。

事務局 現在、公共施設の除却をどうするか管財課と協議を進めている。

特に、旧学校施設を含めた行政目的が無くなった普通財産が各地に残り、利活用されていない。利活用できないか再検討したり、活用ができない施設については除却し、更地の跡地活用を検討したりしている。

除却に対する財源については、国の起債が活用できるよう新市建設計画の見直し変更等の取り組みを図っている。

委員 難しい問題と思う。説明の際には、利用率だけでなく、利用料の観点も入れていただいた議論となれば、少しはご理解いただけるのではないかと。

9. 事務処理の簡素化・効率化

委員 電子化されて、公印は廃止の方向か。

事務局 そのとおり。

委員 各書類の決裁について、職員の押印は残っているのか。

事務局 今後の検討課題の一つと認識している。

委員 書類は電子で作るのに、紙で打ち出す作業に違和感がある。効率化できるものは進めて欲しい。

委員 RPAの試験導入の状況について。広い庄原、遠隔会議の状況はどうか。

事務局 RPAは、人が手入力していた事務を自動処理化するもの。

昨年度は本市で2業務、介護保険と高齢者医療において試験導入し、労働時間の短縮を図っている。

例えば、介護保険事務でいえば63時間が45時間となり、18時間の短縮。後期高齢者事務においては20時間が13時間に短縮できた等、一定程度の効果は見られるが課題も多く出ている。これについては、令和2年度に整理を図り、本市に適したRPAの導入に繋げていきたいと考えている。

また、遠隔におけるテレビ会議について、合併当初、地域イントラネットを導入しテレビ会議ができるシステムはあるが、利用はしていない。

委員 合併当時の導入では、使えないのではないか。

事務局 合併ときに整備したイントラ端末の遠隔会議システムは、今は使えない。最近インターネットを利用した、より簡易な手法もあり、今年度は小さい会議で試行した。徐々に大きな会議へ広げていく計画。費用対効果が得られる手法を導入したいと考えている。

委員 本庁・支所はランで結ばれているのか。また、単独か。増築ができるか。

事務局 事務処理での使用は、光ケーブルの中を通っているランで構成されており、単独。当初整備した光回線は、道路で例えると道幅が狭いので、たくさんのものが詰め込めない。必要最小限で使っている状況。
先般、NTTに補助を出して整備したインターネットを使う光回線整備工事、こちらは道幅の広いタイプ。そういったものを使いながら、独自のランを設けるといいうり方もあるので、費用対効果等検証しながら検討したい。

10. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進

(10-1 基本条例の実践、10-2 適切な情報提供、10-3 市民の参画機会の拡大、10-4 自治振興区との協働)

委員 (p.40) プランナーモニター制度でのまちづくり提案等は評価する。ただ、提案するなら行動も伴うべきと思う。

プラモニだけでなく、市民がもっと参画する機会を増やしていただきたい。

参画する中で、市の財政が厳しいという事も共有でき、そこから経費削減につながっていくと思うので、検討いただきたい。

事務局 プランナーとして登録いただいている方は、市の施策に興味がある方と思う。そういった意味では、自治振興課が所管している自治会・常会等、活動の場があるので、そこで活動いただけるような啓発・連携を図れるよう努めたい。

委員 条例ができて8年。

理念は「市民が主役のまちづくり」「自分たちのまちは自分たちで作る」等。

団体自治から住民自治に変えていこうという理念で全国的に策定されたものであるが、平素の事務事業を見て、条例の精神に乗っ取ってまちづくりが進んでいるように見えない。

どう進めれば、条例に沿ったまちづくりができるのか、仕組みが見えない。

当時、策定委員会では、各地域にまちづくり委員会の設置について意見を述べたが、協議の中で、条文からは削除することとなった。

現在、まちづくり委員会はない。全国で進んでいる所では、100人委員会のような地域の仕組みを作り、自らの町と一緒に作る仕組みがある。庁内含め市民と協議できる場を作してほしい。

人口・財政が縮小していく中で、仕組みを変えないとまちづくりがもたない。

具体的に言うと、自治振興区の在り方はどうなんだろうかといった原点について市民と議論する仕組みを作って欲しい。

庄原自治振興区6,000人、一方で新坂自治振興区200人強。多様な22の自治振興区がある。住民組織なので行政が指示することは難しいが、一方で市から2億5千万円の補助金が出ており、時間はかかるが議論が必要と思う。市民にも厳しい状況をもっと投げかけて欲しい。

3つの精神「情報共有」「参画」「協働」において、情報共有というのが市民の意識改革に一番必要と考える。例えば財政難・人口減少等、市民の関心が低いというのは、情報提供のあり方において行政に責任があると思う。再考いただきたい。

事務局

自治振興区の在り方に課題も多い。

市と振興区、市と市民、市とまちづくり団体という関わりの中で共助の捉え方について、振興区による温度差が大きい。

自主的に行われる所、市の財源を頼られる所、共助の優先順位が低い所もある。先程の話にもあったが、200～6,000人と多様な自治振興区がある中で、ようやく再編という話が出てきた。市の方から提案するのもよいが、地域の方で議論を進めていただくよう部会を通じて投げかけを行っている。特に、東城・高野、旧庄原の8つの自治振興区。

情報提供しているが、振興区においても、我が身になって初めて感じるところもある。危機感を煽ってはいけませんが、もう少し情報提供のあり方を検討しないといけないと考えている。

委員

現在の自治振興区をどうするか、と投げかけの議論では前に進まない。住民自治組織の在り方議論が必要であるが、それが無い。県下23市町を見たときに自治振興区へ2～3億円支出している自治体はない。

今のまま10～20年は難しいが、3.5万人の市民意識がどうしたら我が事のように考えられるようになるかということだと思う。

例えば、市民の声を聴くにしても、窓口等で見る事がある市民の声BOXが庄原市にはない。SNSがあると言っても、使えない方もいる。

委員

情報提供はしているが、透明性が欠けている。発信する側は、情報を受ける立場を考えて提供すべき。

自治振興区は必要と思うが、多様な自治振興区があるべき。行政の出先ではないが、行政として責任もあるので、独自性のある自治振興区の在り方を進めても良いのではないかと。

委員

庄原の各自治振興区は、地域によるかもしれないが取り組みは進んでいると思う。

地面・地域で分ける方法と、都市部では特定テーマ型の取り組み、例えば、「花会議」「子ども医療」といった課題に取り組む方法があると思う。

色々活動している方がいるが、地縁組織は関係なく、特定のニーズに沿った事業で貢献するという発想で動いている。地縁にこだわらない、特定の専門テーマに沿った、地域を元気にする活動もありと思う。

地縁型とテーマ型、両方の発想が必要となってくるのではないかと。

委員

まちづくり基本条例については、見直しを検討していく時期かもしれない。

複数年計画における目標については、設定時と状況が違っても関わらず、最終年度までそのままではなく、随時見直しをすべきではないかと。

令和元年度にフェイスブックを始めているが、今はフェイスブックは閲覧されない。

合併時はホームページが無ければ「情報発信していない」に等しかった。
今は、ホームページがあるのは当たり前だが、若者はホームページを見ない。パソコンを使わない。今はスマホとパッドで、キーボードを触らない。そういう時代になっている。フェイスブックを触るのは50代位。30・40代を対象に考えると、別のSNSを使わなければならない。どこをターゲットとするか、広報の観点で検討が必要となるので見直された方が良い。

参画の拡大、自治振興区が関連するが、テーマ型という話が出た。確かに住んでいる所に愛着・興味がない方が増えているのはご承知の通りと思う。そういうことから考えると自治振興区の大幅な作り替えもありではないか。

先を見据えて、今の形に捕らわれないことも検討いただきたい。

今、自治振興区と小学校区が乖離している。振興区に対して帰属意識が持てないのも理解できる。

時代に合ったものに変えていけば、協働という事になるのではないか。

委員 自治振興区間での温度差等、大きな問題があり、まちづくり委員会は必要と思う。

委員 適正規模というものがあり、大きすぎても小さすぎてもダメ。それが何かという議論から必要。

委員 無関心層が増えている。庄原だけではないが。意識高揚はどうすれば、高まっていくのかというのは難しい問題。

4. その他

委員 第2期は終了。次期大綱はどうなるのか。この審議会を活用するのか。

事務局 現大綱は令和2年度に終了。第3期大綱は策定する予定としており、次年度に向け準備を進めている。

委員 この2回の議論にもあったが、大綱の中身はこのままで良いのかという問題もある。庄原のまちが良くなっているのかという成果は見えない。

委員 関心を持つ方々の意見を吸い上げて、審議会でご発言いただきたい。

5. 閉会